



G-TEKT サプライヤー

サステナビリティガイドライン

I.はじめに

地球環境汚染の深刻化や世界のボーダーレス化に伴うビジネス環境の変化、AI や IoT などの進化による自動車業界への変革など、近年社会の変容はますます進んでいます。そんな中でも企業は様々な場面で社会に対し責任を果たすことが求められています。

ジーテクトでは 2020 年に「サステナビリティ基本方針」を掲げ、様々な社会課題（環境やガバナンス、人権、労働など）に対応すべく日々サステナビリティ活動を行っております。

これまでも、サプライヤーの皆様にご協力いただき、環境をはじめとする品質や安全の取り組みを行い社会からの要請に応じてまいりました。社会情勢が目まぐるしく変化する中、事業活動を持続的に行うためにも、サプライチェーン全体でのサステナビリティ活動がより一層重要となっております。今後もジーテクトのサステナビリティ活動にご理解いただき、より良い社会の実現のため、サプライチェーン一体となり取り組んで参りたいと思います。

本ガイドラインは日本自動車部品工業会の CSR ガイドブックをベースにまとめ、国際的にも課題となっている人権や差別、強制労働などの見直しを行いました。サプライヤーの皆様が本ガイドラインを活用し、ジーテクトと共にサステナビリティ展開・推進いただく事をお願いいたします。

また、サプライヤーの皆様におかれましては、これまでと同様に本ガイドラインの主旨をご理解いただき、貴社のサステナビリティ活動にお役立ていただくと共に、サステナビリティを通じて共に発展できるよう、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

2023 年 5 月
株式会社ジーテクト

Ⅱ. サステナビリティ基本方針

《ジーテクトの目指す、人とクルマと地球のより良い未来のために、事業活動を通じた持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めます。》

■環境の保護

事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減をはじめ、大気、水、土壌などの環境負荷の削減に努め、地球環境の保護に努めます。

■人権の尊重

強制労働、児童労働を排除し、すべての人の人権及び労働者としての基本的権利を尊重します。また、すべての差別を禁止し、多様な価値観、個性を尊重します。

■適正な労働環境の維持、向上

従業員一人ひとりが、安全に安心して働くことができ、かつ働きがいや自己成長を感じられるような職場環境の向上に努めます。

■持続可能な社会を支える技術革新

顧客・消費者ニーズに応える、高品質な製品と技術革新への挑戦で、持続可能な自動車社会を支えます。

■コンプライアンス

腐敗防止や不正取引の防止など、国際ルールや各国・地域の法令を遵守するとともに、公正で透明な企業統治を行います

Ⅲ. 調達基本方針

《ジーテクトは、お客様にご満足いただくものづくりのために、
3つの基本方針に基づき、調達活動を展開いたします。》

1. コンプライアンスとグリーン調達

調達先の法令遵守や環境配慮、さらに人権や環境配慮への取組み状況について取引の基準とするサステナビリティ調達に対する意識を高め、法令を遵守し環境に配慮したものづくりの考え方をサプライヤーの皆様にも共有していただく。

2. 取引先と公正で健全な関係を保つために（私たちの行動指針より）

私たちは、条件を公正に比較し、公正で合理的な方法で取引を行い、社会常識の範囲を超える接待や贈り物を送ったり受け取ったりしません。

3. 相互信頼による相互繁栄

私たちは、サプライヤーとの双方向で密接なコミュニケーションにより、相互信頼関係を築き、長期ビジョンの中で、相互繁栄を図る事の出来る取引関係の確立を目指します。

《活動指針》

1. サステナビリティ調達方針およびガイドラインの策定
2. 調達先の現状調査の実施
3. 調達先への是正・改善措置の提案及び実施
4. 調達先監査の実施

IV.各分野と項目

1.安全・品質

◆消費者・顧客ニーズに応える製品・サービスの提供

消費者・顧客ニーズを把握して、社会に有用な製品^{注1)}を開発・提供する。

◆製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。^{注2)}

◆製品・サービスの安全確保

安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

◆製品・サービスの品質確保

品質を確保する仕組みを構築・運用し、品質法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

注1) 社会的に有用な製品とは：年齢・障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすい製品。または、省エネ・省資源など地球にやさしい製品を言う。

注2) 適切な情報とは：不具合・納期遅れ等の情報や、不具合発生時の原因・ロット情報等を言う。

2.人権・労働

◆差別撤廃

あらゆる雇用の場面において人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。

◆人権尊重

人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

◆児童労働の禁止

就労可能年齢に達しない児童の労働は認めない。

◆強制労働の禁止

全ての労働者は自発的であること、及び従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働・奴隷労働・人身売買は行わない。

◆賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する法令を遵守する。

◆労働時間

従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定、及び休日・年次有給休暇の付与その他について、法令を遵守する。

◆従業員との対話・協議

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を法令に基づいて認める。

◆安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。

◆人材育成

自ら問題を発見し解決に向けて行動できる人材を育成する。

3.環境

◆環境マネジメント

幅広い環境活動を推進する為、法令を遵守するとともに全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用改善する。

① 法人・事業所単位での体制構築

ISO14001 または他の第三者認証機関による認証制度に準拠した環境マネジメント体制の構築や、認証取得。

② 事業・製品軸での体制構築

事業軸における連携強化による、製品ライフサイクル観点での環境マネジメント体制の確立（二次以降のお取引先への環境マネジメント体制構築の指導も含む。）

◆温室効果ガスの排出削減

地球温暖化防止に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、削減活動を推進する。ならびにエネルギーの有効活用に取り組む。

① 温室効果ガス排出量の把握と削減

ライフサイクル全体での、温室効果ガス排出量の把握およびエネルギーの有効活用等、温室効果ガス排出量削減活動推進。

② フロン排出量の削減

お取引先の拠点や製品において、フロン類を使用している場合は、ノンフロンおよび地球温暖化係数化への対応。

◆大気・水・土壌等の環境保全

大気、水、土壌等の環境保全に関する法令を遵守するとともに、継続的な監視と、汚染物質の削減を行い、環境保全に努める。

◆省資源・廃棄物削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組む。

◆化学物質管理

環境汚染の可能性がある化学物質の安全な管理を行う。

製品については、法令で禁止された化学物質を、当該国・地域において含有しない。

製造工程においても禁止された化学物質は使用せず、法令で指定された化学物質に関しては、法令に基づき排出量の把握・行政への報告を行う。

◆生物多様性の保全

事業活動における環境負荷の削減を目指すことにより、生態系の保護に努める。

4.社会問題の原因となる原材料の不使用

紛争鉱物^{注1)}等、人権侵害などの社会問題に関わる原材料や環境汚染につながる可能性のある鉱物の不使用を目指し、状況把握と適切対応に努める。

注1) 紛争鉱物とは：コンゴ民主共和国及びその周辺国において、同地域の武装勢力の活動資金元として産出される鉱物を言う

5.コンプライアンス

◆法令の遵守

法令を遵守する。

コンプライアンス徹底の為の、方針や体制・通報制度・教育等の仕組みを整備し実施する。

◆競争法の遵守

競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

◆腐敗防止

政治献金・寄付等は法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。

不当な利益・優遇措置の取得・維持を目的に、ビジネスパートナーに対して、接待・贈答、金銭の授受・供与は行わない。

◆機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、及び顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

◆輸出取引管理

法令等で規制される技術・物品等の輸出に関して、適切な輸出手続き・管理を行う。

◆知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。また仕入れ先からの納入品に偽装部品や偽材料が混入するリスクを最小化するため、必要に応じて仕入れ先への調査を行う。

◆日本国内の反社会的勢力の排除

経営者から従業員にいたる各人が、反社会的勢力を排除し、断固として関係を遮断する。

◆利益相反の禁止

自社の利益に反して、自己、お取引先または第三者の利益を図る行為を行わない。

◆通告者保護

従業員や仕事関係者が苦情処理をしたことによって、解雇、脅迫、嫌がらせ等の不利益な行動の対象にならないように保護する。

6.リスクマネジメント

◆リスクの未然防止

リスクの未然防止及び発生時の被害を最小化するため、リスクを分析し管理の仕組みを確立、運用する。発生時には迅速に対応し、的確に対処する。

7.情報開示

◆ステークホルダーへの情報開示

ステークホルダーに対し、事業活動情報を適切に開示することで、ステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

8.マネジメント

◆人間性を尊重する職場づくり

会社を信頼して働ける環境を整え、人材育成を推進する風土を醸成することが重要です。

◆現場現物に徹したものづくり

ものづくりでは現場現物、すなわち現場を徹底的に観察し、真因を発見することが重要です。本質を見極め、合意・決断し全力で実行することが大切です。

◆継続的な改善

常に進化、革新を追求し、絶え間なく改善に取り組むことが重要です。

◆双方向コミュニケーション

サプライヤーの皆様とジーテクトは、双方向のコミュニケーションを密にとることにより、共に発展を目指します。お互いにオープンで率直な話し合いを行い、納得しながら推進することが重要と考えます。

V. サプライヤーの皆様へ

◆ガイドラインの遵守

ジーテクトのサステナビリティ活動へのご理解とご協力及び、本ガイドラインの遵守をお願い致します。

◆安全

ものづくりは、人が担い手であり、安全で健康な職場が整ってこそ良い品が出来ます。安心・安全に働ける職場環境づくりをお願いします。

◆品質

ジーテクトは品質を重視しております。お客様も高品質な品物を期待されております。「品質は取引の大前提」であるにご認識頂き、「品質第一」の開発・生産をお願いします。

◆納入・生産

ジーテクトは、「必要なものを、必要な時に、必要なだけ、必要な場所で」生産しています。この体制に向け、柔軟かつ確実な対応の協力をお願いします。

◆原価

グローバルな市場で価格競争が激化しております。世界 No1 のコスト競争力の実現に向けてご協力お願いいたします。

◆技術

環境・安全に配慮した製品には、技術が重要となります。

社会・地球環境からの要請とともに、お客様のニーズに応える為にも、他に先駆けて具現化する能力、新しい技術の普及のためにも、それを安価で実現する能力を期待します。

◆遵守状況の確認

サプライヤーの皆様にご本ガイドラインを遵守していただいていることを確認させていただく為、必要に応じて関連する帳票類・データのご提出及び現地(工場)調査をお願いさせていただく場合があります。

◆コンプライアンス違反の報告

万が一、事業活動の中でコンプライアンス違反が発生した場合は即座にジーテクトへご報告をお願い致します。

VI. 自主点検チェックシート

◆自主点検の実施

自主点検において顕在化したリスクや弱点などは必要に応じて改善の取り組みをお願い致します。また、サステナビリティの取組みについて、お取引先の皆様が自己診断、自主改善に取り組めるように、自主点検チェックシートを別途用意しております。



株式会社ジーテクト

2023年5月 改定

2016年3月 発行